



平成 29 年 4 月 27 日
 【照会先】
 高知労働局 労働基準部健康安全課
 課長 島本 和明
 安全専門官 梅原 俊明
 (直通電話) 088 - 885 - 6023

報道関係者 各位

平成 28 年の高知県における労働災害発生状況

～ 死亡者数は 9 人(前年比 4 人増)、死傷災害は前年比 0.5%の減少 ～

高知労働局(局長 園田 智幸)では、平成 28 年に、高知県内において発生した死亡及び休業 4 日以上労働災害発生状況を下記のとおりまとめました。

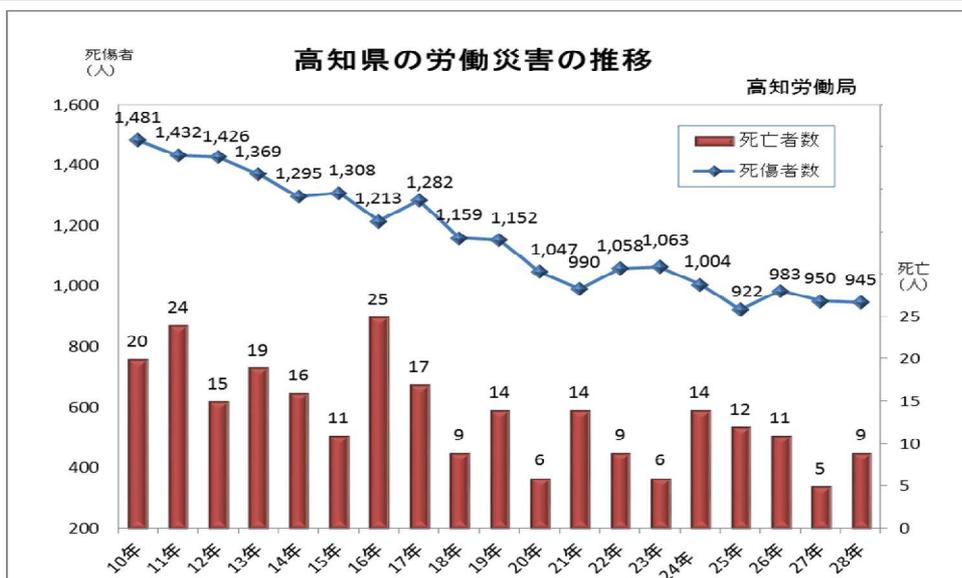
【平成 28 年の労働災害発生状況】

1 死亡災害

- ・ 平成 28 年の死亡者数は 9 人で、前年の 5 人に比べ 4 人増加しました。
- ・ 業種別では、建設業が 6 人(前年比 + 4 人)、運輸業が 1 人(同 ± 0 人)、林業が 1 人(同 + 1 人)、商業が 1 人(同 + 1 人)でした。

2 死傷災害

- ・ 平成 28 年の労働災害による死傷者数(休業 4 日以上)は 945 人で、前年 950 人に比べ 5 人減少(-0.5%)しました。
- ・ 業種別では、第三次産業が 390 人(前年比 + 16 人・+ 4.3%)で最も多く、次いで製造業が 193 人(同 - 9 人・- 4.5%)、建設業が 158 人(同 - 18 人・- 10.2%)、運輸業が 90 人(同 + 14 人・+ 18.4%)、林業が 83 人(同 - 6 人・- 6.7%)でした。
- ・ 事故の型別では、転倒災害が最も多く 184 人(19.5%)を占めています。

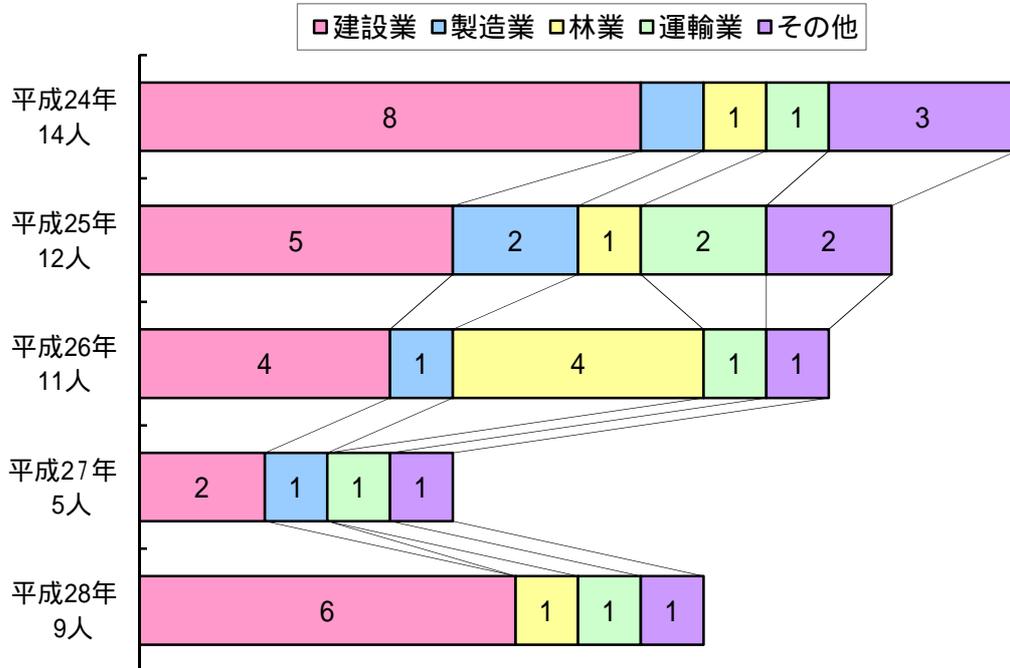


(注) 1 死傷者数は休業 4 日以上死傷者数で死亡者数を含む。
 2 平成 16 年までは労災保険給付データ、平成 17 年からは労働者死傷病報告による。

1 死亡災害について

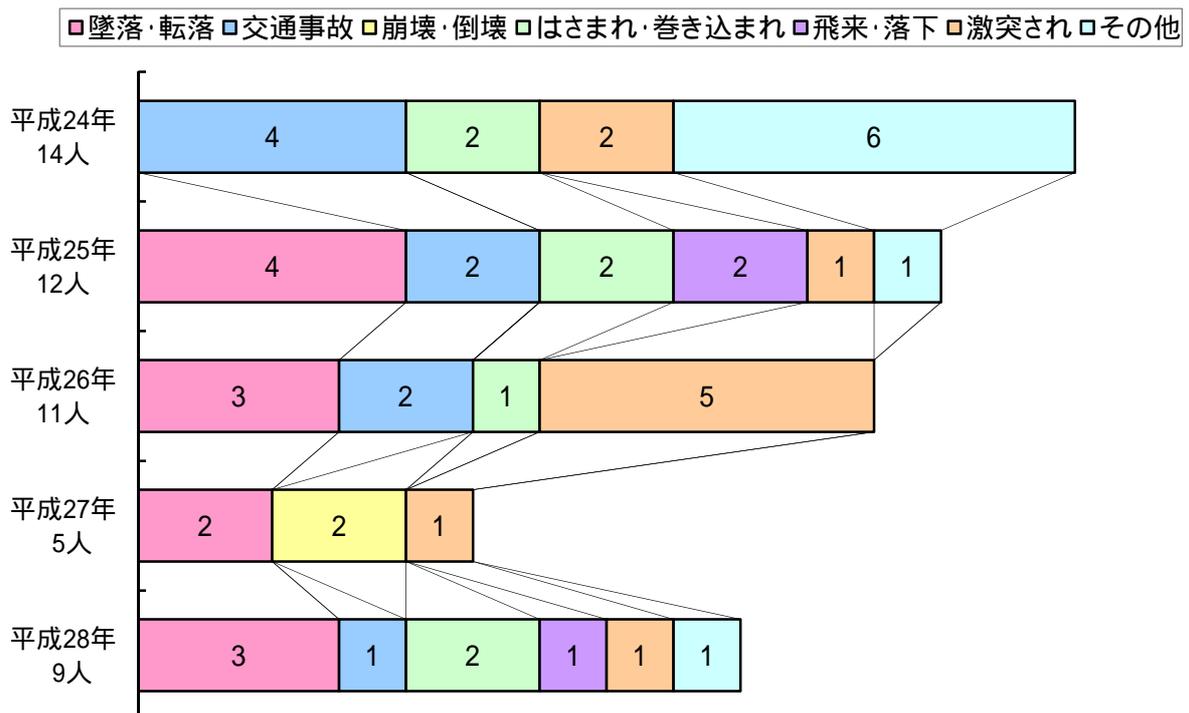
平成28年の死亡者数は9人で、平成27年の5人に比べ4人増加した。業種別では、建設業で6人で、林業と運輸業とその他の業種がそれぞれ1人となっている。

業種別死亡災害発生状況



平成28年の死亡災害の発生状況を事故の型別にみると、「墜落・転落」が3人で最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が2人で、「交通事故」「飛来・落下」「激突され」「その他」がそれぞれ1人となっている。

事故の型別死亡災害発生状況

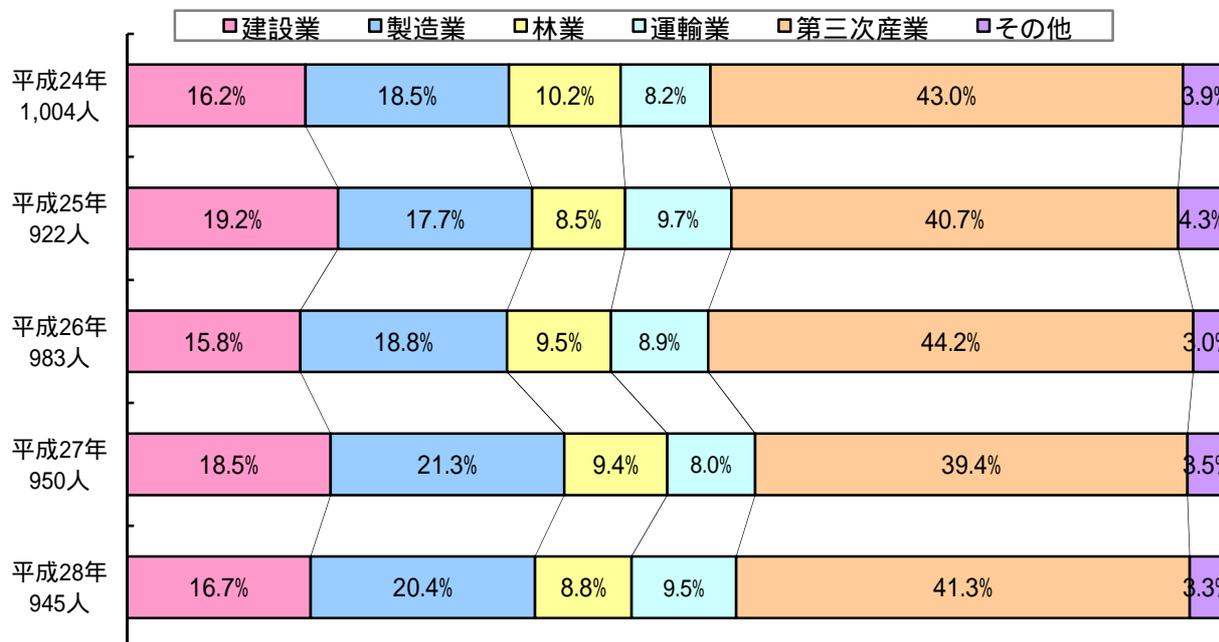


(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの。)

2 死傷災害発生状況について

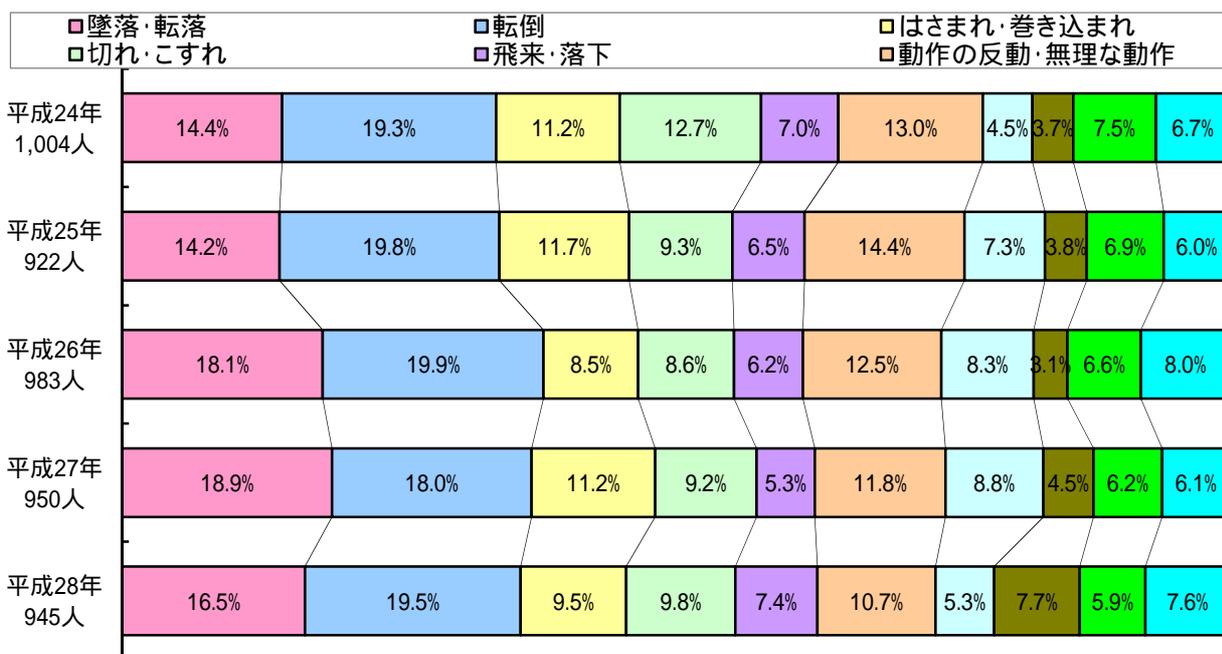
平成28年の労働災害（休業4日以上）を業種別で見ると、第三次産業が41.3%、製造業が20.4%、建設業が16.7%となっている。

業種別労働災害発生状況



平成28年の労働災害(休業4日以上)の発生状況を事故の型別にみると、「転倒」による災害が最も多く（19.5%）、次いで「墜落・転落」によるもの（16.5%）、「動作の反動・無理な動作」によるもの（10.7%）、「切れ・こすれ」によるもの（9.8%）の順となっている。

事故の型別労働災害発生状況



（高知労働局管内における労働者死傷病報告による。）

3 高知労働局における取組(平成 29 年度)

(1) 高知労働局は、第 12 次防の推進(最終年度)のため、昨年から「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズとする官民一体となった取組を実施しており、第 12 次防の労働災害減少目標である、死亡者数を5人以下とする、休業4日以上之死傷者数を 802 人以下とすること等に対し、とりわけ重篤災害が多発している製造業、建設業、林業、並びに災害が多発している第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)、陸上貨物運送事業に重点をおき、局署、公共工事発注機関、労働災害防止団体、業界団体、事業場等と連携・協働して労働災害防止対策の推進に取り組んでまいります。

また、業種横断的に、事故の型別で最も多い転倒災害に対する防止対策や交通労働災害防止対策等に取り組めます。

(2) 今後の主な取組

STOP!転倒災害プロジェクト(重点取組期間:2、6月)

「ストップ!熱中症 クールワークキャンペーン」(実施期間:5/1~9/30、準備期間:4月、重点取組期間:7月)

全国安全週間(期間:7/1~7/7、準備期間:6月)

林業2017ゼロ災運動(実施期間:1/1~12/31)

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動(実施期間:1/1~12/31)

職場の健康診断実施強化月間(9月)

粉じん障害防止総合対策推進強化月間(9月)

全国労働衛生週間(期間:10/1~10/7、準備期間:9月)

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策

添付資料

- 1 平成 28 年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)(確定)
- 2 平成 28 年死亡重大災害発生状況(確定)
- 3 第 12 次労働災害防止推進計画(リーフレット)
- 4 Safe Work KOCHI(リーフレット)
- 5 「ストップ転倒災害プロジェクト」(リーフレット)
- 6 「ストップ!熱中症 クールワークキャンペーン」(リーフレット)
- 7 林業2017ゼロ災運動(実施期間:1/1~12/31)(パンフレット)
- 8 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動(パンフレット)
- 9 「ストレスチェックを実施しましょう」(リーフレット)

平成28年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害) [確定]



高知労働局

労働安全

業種	高知局(合計)			高知監督管内			須崎監督管内			四万十監督管内			安芸監督管内		
	28年	27年	増減	28年	27年	増減	28年	27年	増減	28年	27年	増減	28年	27年	増減
全産業合計	(9) 945	(5) 950	-5	(4) 577	(3) 565	12	(2) 167	(1) 153	14	(1) 106	117	-11	(2) 95	(1) 115	-20
製造業	49	51	-2	30	28	2	8	9	-1	5	12	-7	6	2	4
食品製造業	0	3	-3	0	1	-1	0	1	-1	0	0	0	0	1	-1
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	33	29	4	14	15	-1	11	11	0	5	2	3	3	1	2
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	28	12	16	23	9	14	3	3	0	0	0	0	2	0	2
パルプ、紙、紙製品製造業	12	(1) 15	-3	4	8	-4	6	(1) 4	2	1	2	-1	1	1	0
窯業土石製造業	18	23	-5	15	21	-6	0	1	-1	0	0	0	3	1	2
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	18	24	-6	16	19	-3	2	3	-1	0	0	0	0	2	-2
一般機械器具製造業	6	4	2	2	0	2	4	2	2	0	2	-2	0	0	0
電気機械器具製造業	14	16	-2	13	13	0	0	1	-1	1	2	-1	0	0	0
輸送用機械器具製造業	10	13	-3	9	11	-2	0	0	0	1	2	-1	0	0	0
造船業	15	25	-10	5	13	-8	5	4	1	4	5	-1	1	3	-2
上記以外の製造業	193	(1) 202	-9	122	127	-5	39	(1) 39	0	16	25	-9	16	11	5
小計	1	1	0	0	1	-1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
鉱業	(4) 69	(2) 79	-10	(2) 26	(2) 28	-2	(1) 18	24	-6	(1) 14	13	1	11	14	-3
土木工事業	(2) 71	77	-6	(1) 45	43	2	12	13	-1	9	12	-3	(1) 5	9	-4
建築工事業	(1) 19	9	10	10	4	6	4	2	2	2	1	1	(1) 3	2	1
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	(1) 23	26	-3	(1) 13	12	1	5	5	0	4	6	-2	1	3	-2
木造家屋建築工事業	29	42	-13	22	27	-5	3	6	-3	3	5	-2	1	4	-3
上記以外の建築工事業	18	20	-2	11	11	0	4	0	4	3	3	0	0	6	-6
その他の建設業	(6) 158	(2) 176	-18	(3) 82	(2) 82	0	(1) 34	37	-3	(1) 26	28	-2	(1) 16	29	-13
小計	(1) 86	(1) 74	12	(1) 70	(1) 60	10	13	9	4	2	2	0	1	3	-2
運輸交通業	72	(1) 64	8	60	(1) 51	9	11	8	3	0	2	-2	1	3	-2
道路貨物運送業	4	0	4	2	0	2	0	0	0	1	0	1	1	0	1
陸上貨物取扱業	0	2	-2	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	1	-1
港湾運送業	(1) 90	(1) 76	14	(1) 72	(1) 61	11	13	9	4	3	2	1	2	4	-2
小計	69	66	3	24	20	4	19	8	11	21	23	-2	5	15	-10
木材伐出業	(1) 14	23	-9	3	5	-2	3	10	-7	1	5	-4	(1) 7	3	4
その他の林業	(1) 83	89	-6	27	25	2	22	18	4	22	28	-6	(1) 12	18	-6
小計	12	11	1	1	0	1	1	0	1	5	6	-1	5	5	0
水産業	(1) 117	110	7	75	77	-2	(1) 20	15	5	13	4	9	9	14	-5
商業	7	6	1	6	5	1	1	0	1	0	1	-1	0	0	0
金融広告業	106	91	15	61	53	8	18	16	2	11	13	-2	16	9	7
保健衛生業	61	78	-17	44	54	-10	4	6	-2	3	4	-1	10	14	-4
接客娯楽業	26	32	-6	23	25	-2	2	3	-1	1	3	-2	0	1	-1
清掃業、と畜業	11	17	-6	9	14	-5	1	0	1	1	2	-1	0	1	-1
ビルメンテナンス業	73	57	16	55	42	13	7	6	1	6	3	3	5	6	-1
上記以外の事業	(1) 390	374	16	264	256	8	(1) 52	46	6	34	28	6	40	44	-4
小計	18	(1) 21	-3	9	13	-4	5	4	1	0	0	0	4	(1) 4	0
その他															

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、通信用業、教育・研究業、官公署、派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他を計上 (5)「その他」には、農業、畜産業を計上

平成28年死亡災害発生状況

(確 定)



高知労働局

業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	鉱業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
平成28年	0	0	6	1	1	0	1	0	9
平成27年	1	0	2	1	0	0	0	1	5
増減	-1	0	4	0	1	0	1	-1	4

番号	署別	発生日 (時刻)	業種	年齢 (性別)	事故の型 (起因物)	災害のあらまし
1	高知	28.3.23 (7:53) [3.24死亡]	建設業 (土木事業)	31歳(男)	その他 (起因物なし)	岸壁に係留して待機中の浚渫船内において、船舶整備等の作業に従事していた被災者が、甲板上で脳・心臓疾患を発症し突然倒れた。 発症前2～6か月の間に月平均80時間を超える時間外労働が認められた。
2	高知	28.4.4 (21:19)	運輸交通業 (道路旅客運送業)	62歳(男)	はさまれ、巻き込まれ (乗用車、バス、バイク)	洗車機でタクシーを洗車するため所定の位置に止め、ドアを開け降りていた時、タクシーが動き出し、洗車機にドアが接触し閉じたため、ドアと車体にはさまれた。
3	高知	28.4.13 (13:05)	建設業 (建築工事業)	66歳(男)	墜落、転落 (屋根等)	木造住宅改築工事において、1階屋根の瓦葺固定作業中、軒先から足を踏み外し3.3m下の地面に墜落した。
4	高知	28.7.29 (15:35)	建設業 (土木事業)	81歳(男)	墜落、転落 (地山)	道路災害復旧工事において、法面上の排水用ビニールホースのねじれを7名で直していたところ、ねじれが解消されると同時にホース内に水が一気に流れ、被災者が当該ホースに弾き飛ばされて約5m下の地山斜面上(勾配約43度)に墜落した後、地山斜面上を約17m下の斜面まで転落した。
5	須崎	28.9.14 (3:50) [9.17死亡]	商業 (小売業)	51歳(男)	交通事故 (乗用車、バス、バイク)	バイクで朝刊を配達中、雨天で濡れた路面でタイヤがスリップして転倒し、入院加療中容体が急変し死亡した。
6	四万十	28.9.15 (15:30)	建設業 (土木事業)	64歳(男)	激突され (移動式クレーン)	漁港工事において、長さ8.5m幅43cmの鋼矢板18枚(約9t)を束ねクローラークレーンで吊り上げ仮置きしていたところ、荷の受け取りを行っていた被災者に吊り荷が当たった。
7	安芸	28.11.10 (11:05)	建設業 (建築工事業)	73歳(男)	墜落、転落 (建築物、構築物)	避難タワー建設工事において、作業場所へ移動中、躯体と外部足場の間から高さ2.7m下の地面に墜落した。
8	安芸	28.11.24 (10:30)	林業 (その他の林業)	70歳(男)	激突され (フォークリフト)	貯木場において、材木をフォークリフトで移動させた後、次の材木を移動させるため仮置場所へ後進していた時、近くにいた被災者に激突した。
9	須崎	28.12.2 (15:35)	建設業 (土木事業)	78歳(男)	飛来、落下 (立木等)	道路建設工事の先行伐採において、被災者が椎の木(胸高直径42cm)を伐倒したところ、上方で絡んでいた桜(胸高直径45cm)の枝が折れて落下し、下敷きになった。

注：(1) 業務上外、調査中のもの等を含む。

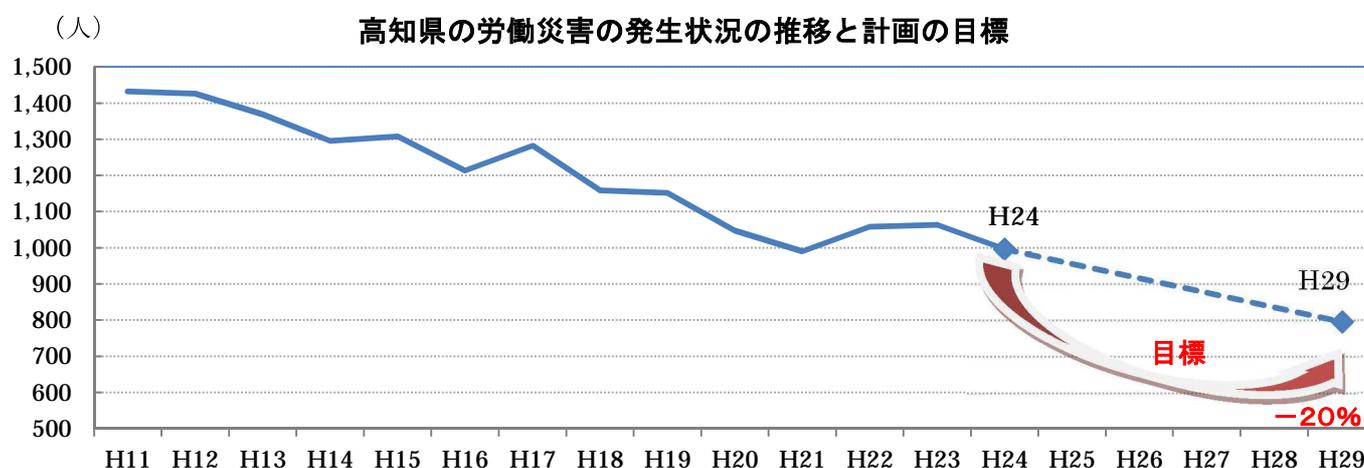
高知労働局 第12次労働災害防止計画

(平成25年度～29年度)

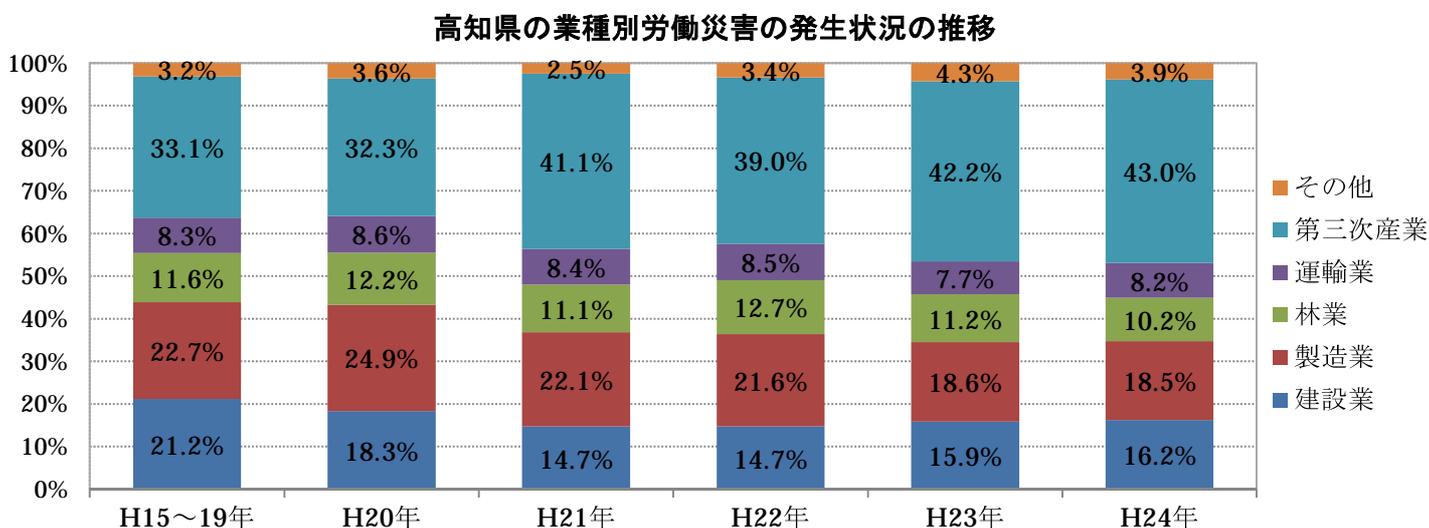
誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために

計画の主な目標

- 労働災害による休業4日以上死傷者の数を、平成29年までに平成24年（1,004人）と比較して、20%以上減少
- 年間の労働災害による死亡者の数を、平成29年までに過去最少人数（6人）より15%以上減少
- 12次防計画期間中の労働災害による死亡者の総数を、11次防計画期間中（平成20年から平成24年まで）の総数（49人）より15%以上減少
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
死亡者数	11	25	17	9	14	6	14	9	6	14
死傷者数	1,308	1,213	1,282	1,159	1,152	1,047	990	1,058	1,063	1,004



(出典：労働者死傷病報告)

重篤災害を減少させるための重点業種への対策

■建設業対策

- ▶足場の設置、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進
- ▶危険業務への有資格者の配置、安全装置の有効保持、立入禁止措置の徹底や誘導者の配置の指導
- ▶建設業労働災害防止協会高知県支部、発注者機関と連携を図り、労働災害防止活動の促進

■製造業対策

- ▶はさまれ・巻き込まれ、転倒、墜落・転落災害の防止対策の推進
- ▶機械災害が発生した事業場における原因究明と機械設備の本質安全化
- ▶4 S活動（整理、整頓、清潔、清掃）の普及促進
- ▶事業場の安全衛生管理体制の確立
- ▶高知県労働基準協会連合会、各地区労働基準協会等と連携を図り、労働災害防止活動の促進

■林業対策

- ▶激突され災害防止対策の推進
- ▶「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」の徹底
- ▶作業手順に基づいた適切な作業の遂行の徹底
- ▶チェーンソー、刈払機、高性能林業機械等の使用時の安全な作業方法の徹底
- ▶四国森林管理局、高知県との連携を図り、林材業労働災害防止協会高知県支部、各地区の森林組合等における活動に対する指導援助により、自主的な労働災害防止活動の促進

労働災害件数を減少させるための重点業種等への対策

■小売業等に対する集中的取組

- ▶正規・非正規労働者の別を問わず、雇い入れ時における安全衛生教育の実施
- ▶大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上
- ▶バックヤードを中心とした作業の安全化
危険個所の見える化、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減

■社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

- ▶安全衛生教育の徹底、4 S活動の徹底による転倒災害等の防止
- ▶介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める健康診断の普及・徹底

■飲食店に対する集中的取組

- ▶転倒災害と切れ・こすれ災害の防止対策の推進
- ▶労働災害防止活動の取組事例集、安全衛生対策マニュアル等の作成

■陸上貨物運送事業対策

- ▶荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底
荷役作業における安全対策ガイドラインの周知・普及
- ▶トラック運転者に対する安全衛生教育の強化
荷役作業の墜落・転落防止対策、荷の運搬中の労働災害防止対策の充実・強化
- ▶荷主等が管理する施設での労働災害防止対策
- ▶陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部と連携を図り、労働災害防止活動の促進

高知労働局第12次労働災害防止計画の内容は、高知労働局ホームページでご覧いただけます

お問い合わせ先	高知労働局（健康安全課）	(088-885-6023)	
	高知労働基準監督署	(088-885-6031)	四万十労働基準監督署 (0880-35-3148)
	須崎労働基準監督署	(0889-42-1866)	安芸労働基準監督署 (0887-35-2128)

どなたでも使えます！

「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに 労働災害防止活動に取り組みましょう！

ロゴマーク活用イメージ例



「Safe Work」とは、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意志を示すもので、国連の専門機関であるILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです。また、「K」の文字は、安全確認のための指差し呼称をする人物を模したものとしています。

背景のマークは「未来への架け橋」と虹をイメージしてデザインしたものであり、配色は安全旗の「緑十字」や、高知県は県土の8割を森林がしめている等を踏まえ、緑色としています。

高知労働局では、平成28年1月から高知県内の各事業場でより一層「第12次労働災害防止計画」を推進するため、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズとする官民一体となった取組を実施することにより、労働災害防止に向けた更なる取組の強化を図っています。

「Safe Work KOCHI」ロゴマークは、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」などを目的とする場合には、各団体、企業、個人が自由にご活用いただけます(情報提供いただいた活用事例は、好事例としてHP等を通じてご紹介させていただくことがあります。)

「Safe Work KOCHI」ロゴマークや関連資料は、高知労働局ホームページ()から無償でダウンロードできますので使用方法をご確認の上、ご活用ください。

高知労働局ホームページ「<http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>」トップページにある「Safe Work KOCHI」のロゴマークをクリック！



厚生労働省高知労働局・各労働基準監督署

従業員に健康で安全に働いてもらいたいという思いを形にして
工場や現場に掲示してみませんか？

経営トップ用



策定日 平成 年 月 日
掲示日 平成 年 月 日

安全衛生方針

当社は、「 」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

会社名

代表者

(自筆で署名しましょう)



第12次労働災害防止計画推進中



STOP! 転倒災害

プロジェクト

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!! 

まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

切り取り線

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP! 転倒 検索

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 検索

STOP！熱中症 クールワーク キャンペーン

—職場における熱中症死亡ゼロを目指して—

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼります。4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。

厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組を進めましょう！

実施期間

平成29年5月1日から9月30日まで 準備期間4月、重点取組期間7月

H29.4月 準備期間	5月	6月	7月 重点取組期間	8月	9月
----------------	----	----	--------------	----	----

事業場で実施すべき事項

事業場では、期間ごとに次の事項に重点的に取り組んでください。確実に実施したか確認しましょう☑

準備期間(4月1日～4月30日)

暑さ指数(WBGT値)の把握の準備

JIS B 7922 に適合した暑さ指数計を準備しましょう。



作業計画の策定等

暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。



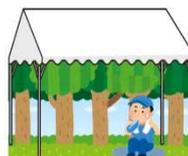
設備対策の検討

簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワーなどにより、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。



休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。



服装等の検討

通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。



教育研修の実施

熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。



熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。



主唱

厚生労働省、

中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

協賛

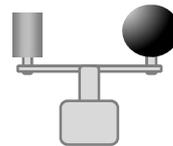
公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

(H29.3)

キャンペーン期間(5月1日～9月30日)

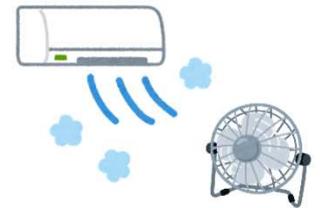
暑さ指数(WBGT値)の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

暑さ指数計の例



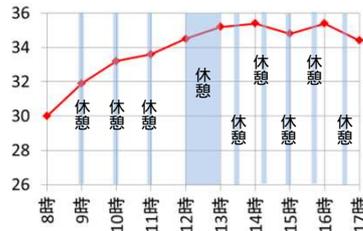
暑さ指数を下げるための設備の設置

休憩場所の整備

涼しい服装等

作業時間の短縮

暑さ指数が高いときは、**作業の中止**、**こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。



熱への順化

暑さに慣れるまで間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしていきましょう。

水分・塩分の摂取

のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。



健康診断結果に基づく措置

糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。



日常の健康管理等

睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。



労働者の健康状態の確認

作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

異常時の措置

あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも**異変を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんととっているか



重点取組期間(7月1日～31日)

暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。



特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。

水分、塩分を積極的にとりましょう。



各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意しましょう。

当日の朝食はきちんととりましょう。

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。

異常を認めるときは、**ためらうことなく救急車をよびましょう。**





林業2017ゼロ災運動

実施期間 平成29年1月1日から12月31日

スローガン

予知の目で 早めに摘み取る 危険の芽

本スローガンは、平成29年度林材業労働災害防止協会の労働安全標語の入選作品です。

「林業2017ゼロ災運動」実施要綱(抄)

趣旨

林業の労働災害は減少しつつあるが、労働災害の発生頻度を示す年千人率は、全国平均の約2倍であり、他産業に比べて高水準となっている。このような状況を踏まえ、平成29年の1年間を通じ関係者が一丸となった取組を推進することにより、各事業体において災害ゼロを目指し、業界全体として死亡災害を撲滅し、労働災害を大幅に減少させることを目的とする。

主唱者の実施事項

関係団体への実施事項の要請
本運動の広報
安全パトロール等の実施
林業安全大会の実施
協賛者及び事業者が実施する事項への協力

協賛者の実施事項

関係事業場への実施の周知
関係事業場の実施事項に関する指導援助
関係事業場に対する安全パトロールの実施
主唱者が実施する事項への協力

事業者の実施事項

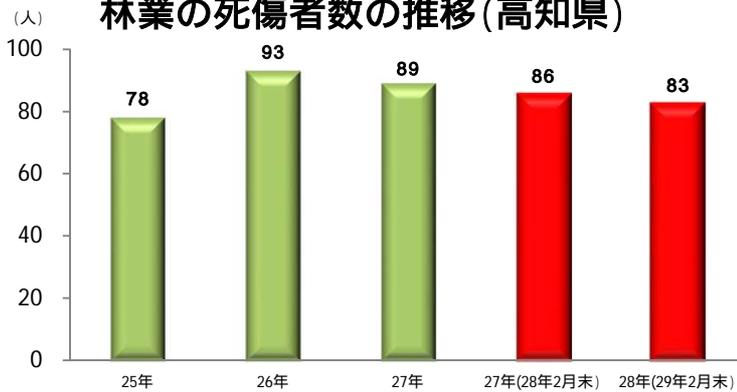
経営トップによるゼロ災宣言の実施
安全方針の作成と周知
経営トップによる定期的な安全パトロールの実施
作業開始前ミーティング、KY活動、リスクアセスメントの確実な実施による危険の排除
指差し呼称の励行
防護性能、作業性能、視認性を考慮した安全保護具の装備と着用の徹底
雇入れ時、作業内容変更時の安全教育の徹底、災害多発作業に重点を置いた安全教育の徹底
安全大会、安全講習会の開催
その他安全意識高揚のための活動の実施

主唱者：高知労働局、労働基準監督署、高知県、林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部
協賛者：四国森林管理局、国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター高知水源林整備事務所、高知県森林整備公社、高知県森林組合連合会、四国森林管理局請負事業者連絡協議会、高知県素材生産業協同組合連合会、高知県小規模林業推進協議会

(29.3)

林業における労働災害発生状況

林業の死傷者数の推移(高知県)



労働者死傷病報告による災害統計

休業4日以上の労働災害は、平成25年には過去最少の78人まで減少しましたが、平成26年に増加したものの、以降は減少傾向が続いています。

また、死亡災害は過去10年間で16人の方が亡くなっています。

死亡労働災害発生状況(平成25年以降・高知県)

発生日	発生状況
25.11.26	傾斜45度の斜面の現場において、伐倒木にワイヤロープを掛ける作業をしていた被災者が約34メートル転落した。
26.1.23	杉の間伐作業中、同僚が伐倒した杉(胸高直径28cm、長さ26.4m)が直撃した。
26.4.22	杉の伐倒作業中、上方に生えていた桜の枯木(胸高直径38cm、長さ16.5m)が、突然根こそぎ倒れ直撃した。
26.6.20	伐倒木の搬出作業で、機械集材装置で土場に全幹集材してきた杉(60年生、胸高直径52cm、長さ23m)を荷外し後、巻き上げの合図を行って移動中、巻き上げ途中の荷掛け用ワイヤロープに吊られた状態で残っていた杉が、横に振れ直撃した。
26.10.8	間伐現場で、作業道を開設するためドラグショベルで、杉(胸高直径28cm、長さ21m)の根元を掘りバケットで押し倒していたところ、当該杉が根こそぎ倒れ直撃した。
28.11.24	貯木場において、材木をフォークリフトで移動させた後、次の材木を移動させるため仮置場所へ後進していた時、近くにいた被災者に激突した。

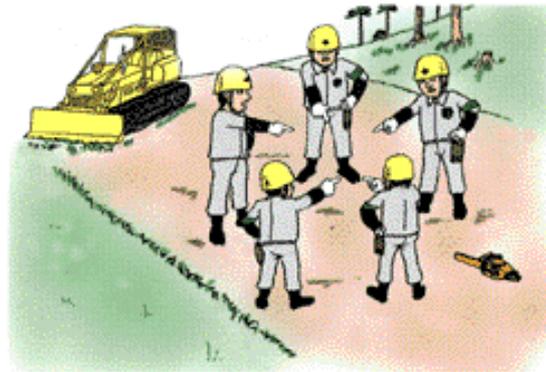
事業所ぐるみで次のことを実行しましょう



1. トップの「ゼロ災宣言」
2. 作業開始前の「作業指示」及び「危険予知ミーティング」の励行
3. 指差し呼称の励行
4. リスクアセスメントの実施
5. 安全保護具の着用の徹底
6. 安全教育の徹底

「危険予知ミーティング」を励行しましょう

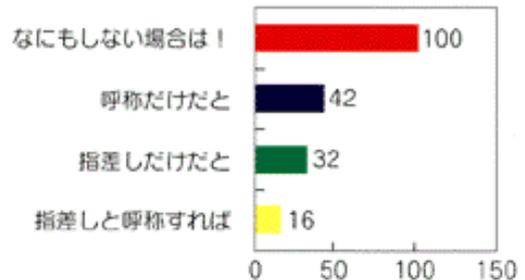
毎朝、作業現場において、その日の作業にひそむ危険を話し合い「これは危ないなあ」と危険に気付き、作業における危険な事項を確認し合い、注意力を高めましょう。



「指差し呼称」で確認しながら作業しましょう



「なにもしない場合」に比べ、「指差し呼称」をする場合には、誤りの発生率が約6分の1



平成6年(財)鉄道総合技術研究所実験より

リスクアセスメントを行い危険を排除しましょう

災害の重大性 \ 災害の可能性	○ 軽微	△ 重大	× 極めて重大
○ 殆んど起こらない	○○	○△	○×
△ たまに起こる	△○	△△	△×
× かなり起こる	×○	×△	××

危険要因を洗い出し、どのような作業でどのような災害を受けるのか、リスクを見積もりましょう。

リスクレベルを評価して、リスク低減対策の検討を行い、対策を実施しましょう。



「ゼロ災運動」を定着させましょう

「ゼロ災運動」とは、

人間尊重の理念に基づいて、働く人々の安全と健康をみんな
で先取りしようとする運動です。



「ゼロ災運動の理念」は、つぎの3つの原則に立っています。

1. ゼロの原則
2. 先取りの原則
3. 参加の原則

関連団体トップからのメッセージ

林業・木材製造業労働災害防止協会 高知県支部長
高知県森林組合連合会 代表理事会長 中越 利茂

近年、森林組合・林業事業体は経済・社会の環境変化により、事業の多様化が進んでいる。また他産業からの林業への新規参入者で、ますます労働災害の発生が懸念される状況にある。今こそ「安全はすべてに優先する」を最大の使命とし、基本動作と正しい手順を守った作業で0災害を目指し、労働災害のない安全で快適な職場づくりを推進していきます。

四国森林管理局請負事業体連絡協議会 会長 田岡 信男

労働災害を防止するためには、経営トップと働く一人ひとりの強い意志・普段の努力が不可欠です。

高知県下における林業での災害発生状況を踏まえ、それぞれの職場において「林業2017ゼロ災運動」を実践し、労働災害ゼロを目指しましょう。

高知県素材生産業協同組合連合会 代表理事 福留 治實

本年1月1日から12月31日までを「林業2017ゼロ災運動」と設定し、関係各位相互協力のもと死亡災害の絶滅、労働災害の大幅減を達成することと致しました。

つきましては、会員自らが先頭に立ち、「事故・災害」は職場から発生させないとの強い思いを持ち、全従業員に対し注意喚起、並びにきめ細かな指導をお願いする次第です。

経営トップによるゼロ災宣言

経営トップによる
ゼロ災宣言を
行い、事業場に
掲示することなど
により周知しま
しょう。

【記載例】 本社内(現場)に掲示し、労働災害防止(周知)に活用。

林業2017ゼロ災宣言

林業2017ゼロ災を達成するための取組

- ① 定期的に安全パトロールを行う。
- ② KY活動、リスクアセスメントを徹底し、危険を排除する。
- ③ 安全な保護具の装備と着用を徹底する。

わが社は、ゼロ災を達成するため、上記の取組を強化します。
平成29年〇月〇日

会社名
代表者

林業2017ゼロ災運動(平成29年11月1日～12月31日)

さあ、「ゼロ災運動」
に取り組もう！



(c)須崎市2013承認番号633

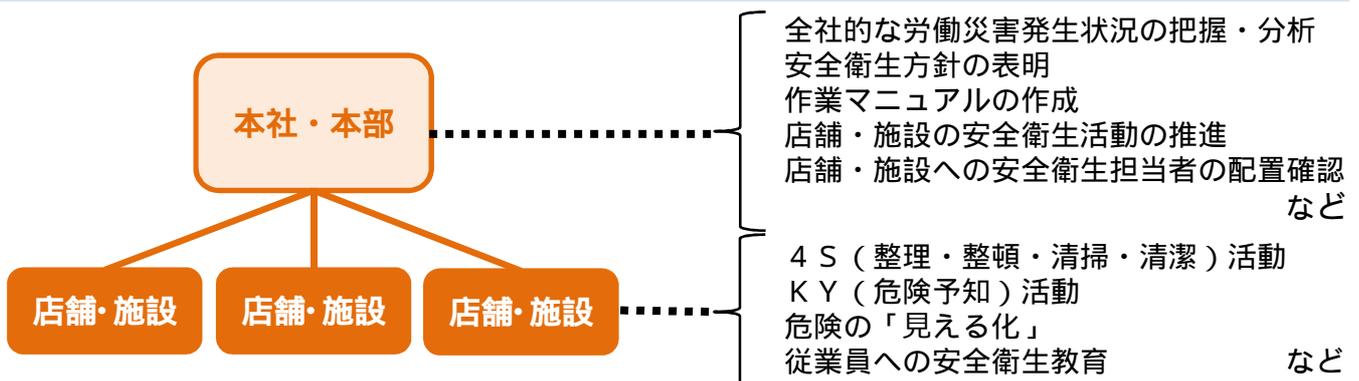
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリスト」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



休業4日以上での死傷労働災害発生件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	
4	次の～の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	
	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	
	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	
	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	
	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	
	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	
	朝礼時等での安全意識の啓発	
	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	
	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	
	腰痛・転倒予防体操の励行	
	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	

主な取組事項の概要

経営トップによる安全衛生方針の表明

経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

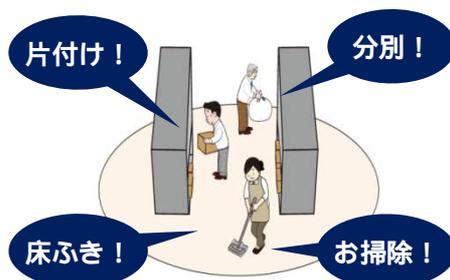
4 S 活動 = 災害の原因を取り除く

「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S 活動」です。

4 S 活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成 年 月 日
 揭示日 平成 年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
 すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社 スーパーマーケット
 代表者 代表取締役 安全太郎

（自筆で署名しましょう）

KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

KYとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。

「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化(=見える化)し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。

墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。

組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順(マニュアル)」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。

朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。

従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

安全・衛生に関する主な制度・施策紹介

安全・衛生

検索

安全衛生関係のパンフレット一覧

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。（平成27年12月から適用）

ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび面接指導の実施状況の報告義務

労働基準監督署に実施結果報告書を提出

提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析

（努力義務）

個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

ストレスチェック実施までのポイント

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合しましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

実施に向けた検討事項

右のような項目について、話し合しましょう。

ストレスチェックは誰に実施させるか
 ストレスチェックはいつ実施するか
 どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか
 どんな方法でストレスの高い人を選ぶか
 面接指導の申出は誰にすれば良いか
 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
 集団分析はどんな方法で行うか
 ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか 等



「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

➡ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

厚生労働省版ストレスチェック

検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」
ダウンロードサイト



本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、専用のコールセンター（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

【電話番号】 0120-65-3167（フリーダイヤル）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

ストレスチェック制度サポートダイヤル

ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、専門家がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050（通話料がかかります）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

➡ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳 検索